

令和 8 年度採用 福岡市会計年度任用職員募集案内
(生活保護ケースワーク支援職員 育休代替 随時募集)

1 応募受付期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）～令和 9 年 1 月 12 日（火）【必着】

※応募は上記期間中に、随時受け付けています。

※採用者が予定人数に達した場合は、募集を終了します。

2 募集内容

職名	生活保護ケースワーク支援職員
採用予定人数	1 名
職務の概要	生活保護に関する訪問調査、相談・支援業務、それに付随する保護費の算定や訪問記録作成等の業務
勤務地	西区役所保健福祉センター保護課（福岡市西区内浜 1 丁目 4 番 1 号）
任用期間	令和 8 年 9 月 1 日以降の採用日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※採用日はご相談のうえ、決定させていただきます。
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 （1）社会福祉主事任用資格を有し、生活保護のケースワーク業務か社会福祉に関する相談業務の経験を通算 1 年以上有する人 （2）基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる人 （3）上記の任用期間を通じて勤務ができる人 2 次の地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない人 （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （2）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	日時・会場	試験内容	合格発表
一次試験		書類審査 ※提出いただいた申込書により選考を行います。	申込者に一次試験の結果を文書で通知するとともに、選考通過者には二次試験の受験票を送付いたします。
二次試験	一次試験通過者に別途ご連絡いたします。	面接試験（15 分程度）	二次試験後 1 週間以内を目途に受験者に結果を文書で通知いたします。

※二次試験の最終合格は、一次試験及び二次試験の総合成績により決定します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 9 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人の中から、令和 8 年 9 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、欠員など必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。（欠員が生じた場合は、候補者名簿に登載された人からご案内していきます。）
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

5 勤務条件等

勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27 時間 30 分 1 日の勤務時間：原則、午前 9 時 30 分から午後 4 時まで 休憩時間：正午から午後 1 時まで ※業務の必要上、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分の間で勤務時間の割り振りを変更することがあります。
給与	月額 194,067 円から 205,465 円（地域手当相当報酬を含む。） ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合及び本受験に必要な各資格免許を必須とする業務に従事した期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間に応じて支給
勤勉手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）

その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）、特殊勤務手当（相当報酬）などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	① 採用試験申込書 ※申込書は、福岡市ホームページに掲載するとともに、福祉局保護課等でも配布します。 ② 受験資格に関する書類の写し 社会福祉主事任用資格が確認できる次のア～ウのうち、いずれか1通 ア）厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において3科目以上を履修し、卒業していることのわかるもの（学業成績証明書等） イ）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した証明書 ウ）社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格証明書類 ※社会福祉主事任用資格については、厚生労働省ホームページ（社会福祉主事任用資格の取得方法） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.htmlにてご確認ください。 ※受付期間内に書類の写しが提出できない場合は、下記受付期間内にご相談ください。 ③ 返信用封筒（長形3号・一次試験結果送付用）：1部 ※返信用封筒には、110円切手を貼り宛先を明記してください。
受付期間	令和8年7月13日（月）～令和9年1月12日（火）【必着】 ※応募は上記期間中に、随時受け付けています。

提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。 ※持参の場合は、期間中の月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで受け付けます。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市福祉局 生活福祉部 保護課 保護係

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- ・応募書類が受付期間に間に合わなかった場合や記載事項に虚偽ある場合、応募書類に不備がある場合は無効となります。
- ・受験資格を満たしていない場合は、試験成績のいかんに関わらず採用されません。

8 問い合わせ先

福岡市福祉局 生活福祉部 保護課 保護係 内藤・古川

TEL：092-711-4231 FAX：092-711-4232

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所12階）